



就学援助制度をご利用ください

～入学前の3月に新入学児童生徒学用品費等を支給します～

経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助を実施しています。

この就学援助の支給費目のうち、新入学児童生徒学用品費等(ランドセル、学生カバンや制服など入学に必要なものを購入する費用)を入学前の3月に支給します。

入学前支給を希望される方は、次の内容をご確認の上、申請してください。

▶対象 次の(1)～(4)すべてに当てはまる方

(1)令和2年4月の新入学児童生徒の保護者

(2)入学前支給の申請時に町内に住所を有し、かつ入学時に町内に住所を有する予定の方

(3)就学援助の認定基準額に該当する方(世帯の所得状況を審査して決定します。)

(4)生活保護を受給されていない方

▶支給額 小学校(新小学1年生): 50,600円 中学校(新中学1年生): 57,400円

▶必要なもの 印かん(認印)、振込口座の通帳(町内金融機関のもの)

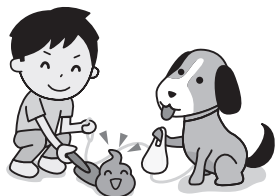
▶申請期間 1月6日(月)から31日(金)までに教育総務課へ。(土・日曜日及び祝日を除く)

問合せ 教育総務課 学務担当 ☎991-1807



マナーを守って楽しくお散歩！ 《犬の散歩での大事なお約束》

フンは必ず
持ち帰る



フンは、必ず飼い主が持ち帰りましょう。尿はペットボトル等で持参した水で洗い流しましょう。地域の人は見えています。相手の立場に立って処理をしてください。

犬は絶対に
放さない



リード(引き綱)を放したり、長く伸ばし過ぎて管理しきれなくなると、事故の原因になります。また、小さな犬でも、苦手な人に恐怖感を与えることがあります。リードを短く持ち、確実に制御してください。

登録と狂犬病
予防注射に
ついて



犬を飼う場合、法律により登録すること、毎年1回狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。登録は環境経済課と町内の動物病院で行え、注射は町の集合注射、動物病院で受けることができます。

問合せ 環境経済課 生活環境担当 ☎991-1839



「お金がない」では断れない!借金までさせる強引な手口も… きっぱり、はっきり断りましょう!!

よくある相談事例

「簡単に稼げるすごい話があるよ。」と友人に誘われ、気軽な気持ちで集まりに参加した。しかしそこでは「すぐに儲かるノウハウ満載! 50万円!」と投資に関するUSBソフトや情報商材を勧誘された。「お金がない」と断ったが、「お金がないなら借ればいい! 借金なんてすぐに返せる!」と強引に消費者金融に連れていかれた。結局稼げずに、借金だけが残った。

問題点

- ・友人に誘われた手前、むげに断ることができない。
- ・「お金がない」と断っているのに強引に勧誘をされる。
- ・「借金」により断る理由を封じ込められてしまう。
- ・消費者金融に連れて行かれるなど身柄を拘束されてしまう。

消費生活センターからのアドバイス

- ・「お金がない」という断り方はやめて、きっぱり断りましょう。
- ・借金をしてまで投資などにお金を費やすことはやめましょう。
- ・大きな負担(借りた金額と利息)だけが残ります。
- ・「儲かる話」の誘いに乗ってはいけません。簡単に断れないような場になっています。
- ・トラブルが生じたり不安に思うことがあれば消費生活センターにご相談ください。

問合せ 松伏町消費生活センター(環境経済課内) ☎991-1854